

令和4年度 介護保険事業所集団指導

柏市法人指導課

目次

・ 実地指導における主な指摘事項	2
・ 利用者への説明・同意等について	9
・ 届出書類等の押印の見直し	1 3
・ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	1 4
・ 虐待の防止	1 5
・ 身体拘束廃止未実施減算	1 8
・ 身体的拘束等に係る研修	2 0
・ 介護現場におけるハラスメント対策	2 1
・ 業務継続計画の作成	2 2
・ レジオネラ症の防止対策	2 4
・ 業務管理体制の届出	2 5
・ 事故報告書	2 6
・ 安全管理体制未実施減算	2 7
・ 運営基準減算（居宅介護支援）	2 8
・ 個別機能訓練加算の留意点	3 0
・ 加算等年間基本スケジュール	3 1
・ 柏市法人指導課へのメールアドレス登録	3 3
・ 有料老人ホーム併設等の介護保険事業所の留意点	3 4
・ 柏市における行政処分事例	3 6

実地指導における主な指摘事項①

【全サービス】運営規程や重要事項説明書に規定されている文書の保存期間について、2年保存となっている。



「提供した具体的なサービスの内容等の記録」及び「従業員の勤務の記録」については、柏市の条例により当該文書の完結の日から**5年間**の保存が必要です。なお、令和3年度の介護保険制度改正により、「完結の日」の解釈は、「利用者との契約終了により一連のサービス提供が終了した日」となっておりますのでご注意ください（※サービス提供日ではありません）。

【全サービス】身体拘束等の3つの要件（「切迫性」「非代替性」「一時性」）を検討することなく、職員個人で「緊急やむを得ない」と判断し、身体拘束を行っている。



「緊急やむを得ない場合」の判断は、職員個人ではなく、施設の指針やマニュアルに基づき、定められた手順により、施設全体で判断する必要があります。

実地指導における主な指摘事項②

【全サービス】事故発生時の事故報告書について、事業所内で発生原因及び再発防止策が十分に検討されていない。また、従業員間で事故報告書の内容が共有されていない。



事故が生じた際には、特定の職員だけではなく、多職種でその原因の解明に当たり、再発防止策を事業所全体で検討し共有するようにしてください。また、ヒヤリ・ハット事例についても事業所内で報告・共有する体制づくりに努めてください。

【地域密着型通所介護】地域密着型通所介護の運営推進会議について、おおむね6ヶ月に1回開催すべきところ、1年に1回の頻度でしか開催されていない。



地域密着型通所介護事業所は、地域との連携や運営の透明性を確保し、地域に開かれたサービスを提供することを目的に、おおむね6ヶ月に1回の頻度で運営推進会議を開催することが求められています。新型コロナウイルス感染症等により対面による開催が難しい場合は、書面会議等（文書による情報提供・意見照会）による関係者間での情報共有をお願いします。

実地指導における主な指摘事項③

【福祉用具貸与】福祉用具貸与の全国平均貸与価格を利用者に説明していない。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示していない。



利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することや、同一種目における機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが必要です。

【訪問看護】理学療法士等による訪問看護について、当該事業所の看護職員による定期的な訪問による評価が行われていない。



「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行ってください。なお、当該看護職員による訪問について、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録してください。

実地指導における主な指摘事項④

【居宅介護支援】ケアプランに位置づけた居宅サービス事業者等に対して，訪問介護計画等の個別サービス計画の提出を求めておらず，ケアプランと個別サービス計画の整合性・連動性が取れていない。



居宅介護支援事業所の介護支援専門員は，各事業者に個別サービス計画の提出を求め，ケアプランとの整合性や連動性について確認をしてください。

【居宅介護支援】特定事業所集中減算の算定表を作成・保管しておらず実地指導当日に当該割合を確認できなかった。



計画数に占める紹介率最高法人の計画数の割合が80%を超えない場合でも特定事業所集中減算算定表は毎回作成し，事業所で2年間保存してください。

【居宅介護支援】ケアプランに福祉用具貸与・販売を位置付ける際に，当該福祉用具貸与・販売が必要な理由を記載していない。



ケアプランに福祉用具貸与・販売を位置付ける場合は，その妥当性を検討し，当該福祉用具貸与・販売が必要な理由を記載する必要があります。また，福祉用具貸与を継続利用する場合は，サービス担当者会議において必要性を検証し，継続利用の理由を記載してください。

実地指導における主な指摘事項⑤

【加算算定事業所】 特定事業所加算およびサービス提供体制強化加算の算定要件である個別研修計画について、実施する研修が従業者全てが同じ研修になっている、毎年画一的に同じ研修になっているなど、個別具体的な内容になっていない。



従業者ごとに経験等に応じて目標や研修内容を設定し、個別具体的な研修の実施に努めてください。

【加算算定事業所】 特定事業所加算およびサービス提供体制強化加算の算定要件である利用者情報・留意事項伝達・技術指導を目的とした会議について、サービス提供にあたる全ての従業者が会議に参加していることが記録上で確認できない。



当該会議は、全てのサービス従業者が参加することが必要です。参加者が明確に分かるよう、議事録等で適切に記録してください。

実地指導における主な指摘事項⑥

【加算算定事業所】 サービス提供体制強化加算の算定根拠となる、前年度における職員の割合等の記録が作成・保管されていない。



当該加算を算定している事業所においては、新年度において引き続き加算を算定できるか実績を確認するとともに、加算要件が満たせなくなった場合には3月に取下げ等の届出が必要です。なお、実績が要件を満たしている場合には届出等の手続きは不要ですが、その際作成した算出資料は事業所で保管してください。

【加算算定事業所】 看取り介護加算の算定要件である看取りに関する指針について、入所の際に入所者又は家族に説明を行っておらず、看取り介護の開始時に説明を行っていた。



看取りに関する指針の説明及び同意の有無の確認は、原則入所時に行う必要があります。ただし、同意の有無を確認することについては、入所者の意思に関わるものであることから、遅くとも看取り介護の開始前に行う必要があります

実地指導における主な指摘事項⑦

【加算算定事業所】介護職員処遇改善加算等の算定に当たって、事業所における賃金改善の内容等を従業者に周知していることが確認できない。



処遇改善加算等の算定要件の一つとして、従業者への賃金改善の内容等の周知が定められています。書面を用いるなど分かりやすい形で周知してください。また、給与明細への記載やミーティングでの説明等の方法で周知している場合でも、他手当と混同されるなど内容が不明確である事例が見受けられますので注意してください。

【加算算定事業所】運動器機能向上加算の算定に当たって、モニタリングが1ヶ月ごとではなく3ヶ月ごとに行われている。



運動器機能向上加算を算定する利用者に係る運動器機能向上計画の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてのモニタリングはおおむね1月間ごとに行い、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

利用者への説明・同意等について①

対象サービス 【全サービス】

居宅サービス計画（ケアプラン）など、基準で「文書により利用者（入所者）の同意を得なければならない」とされている場合は、原則として書面で交付，説明を行い利用者等の署名又は記名押印を得ることが必要です。

通所介護計画等の個別サービス計画や，加算算定に当たっての計画など，基準で単に「利用者（入所者）の同意を得なければならない」（「文書により」の記載がない）とされている場合は，必ずしも利用者等の署名又は記名押印を要しないものとします（※署名等がなくても，実地指導等で指摘事項としません。なお，従来どおり署名又は記名押印を得ることを妨げるものではありません）。ただし，利用者等の署名等を残さない同意の場合は，説明し同意を得たことが何らかの記録に残るようにしてください。

なお，利用者等の承諾を得たうえで，当該交付，説明，同意は，電子メールなど電磁的方法によることができます。電磁的方法による取扱いについては，「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

利用者への説明・同意等について②

項目	対応方法
居宅サービス計画 (ケアプラン) 施設サービス計画 介護予防サービス計画	<ul style="list-style-type: none">・ 書面で交付，説明を行い同意を得る場合は，利用者等の署名又は記名押印を得ること。・ 利用者等の承諾を得たうえで，当該交付，説明，同意は電磁的方法によることができる。電磁的方法による同意は，例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。
個別サービス計画（通所介護計画，訪問介護計画，短期入所生活介護計画 etc.） 加算算定に当たっての計画（個別機能訓練計画，口腔管理計画，栄養ケア計画 etc.）	<ul style="list-style-type: none">・ 書面で交付，説明を行い同意を得る場合，必ずしも利用者等の署名又は記名押印を要しない（※署名等がなくても，実地指導等で指摘事項としない。なお，従来どおり署名又は記名押印を得ることを妨げるものではない）。・ ただし，利用者等の署名等を残さない同意の場合は，説明し同意を得たことが何らかの記録に残るようにすること（計画書や介護記録に説明者・説明日等を記載）。

利用者への説明・同意等について③

項目	対応方法
重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none">・ 書面で交付，説明を行い同意を得る場合は，利用者等及び事業者双方の保護の立場から，利用者等の署名又は記名押印を得ることが望ましい。・ 利用者等の承諾を得たうえで，当該交付，説明，同意は電磁的方法によることができる。電磁的方法による同意は，例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。・ なお，報酬改定に係る利用者負担額に関する事項のみの変更の場合は，事業者の事務負担の軽減の観点から，次の方法も可能とする。 【対応例】 変更となる基本単位や新たに算定する加算など，利用者負担額の変更が分かる書面を用いて懇切丁寧に説明し利用者等に同意を得ること。署名又は記名押印を得ることは任意とするが，説明し同意を得て交付していることが分かるように記録すること。

利用者への説明・同意等について④

項目	対応方法
契約書	<ul style="list-style-type: none">・ 書面で契約を締結する場合は、利用者等の署名又は記名押印を得ること。・ なお、利用者等の承諾を得たうえで、当該締結は電磁的方法によることができる。電磁的方法による締結は、電子署名を活用することが望ましい。

届出書類等の押印の見直し

対象サービス 【全サービス】

■届出書類の押印不要

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部改正を受け、法人指導課にご提出いただく届出書類等（変更届，更新申請，加算届等）について、押印不要の取り扱いとしております。

■各種書類の提出方法

押印を不要とする取り扱いとしたことに伴い、窓口への持参及び郵送での提出に加え、メールでの提出も可能となっております。

メールで提出いただく場合は件名に「事業所名」及び「提出書類名」の記載をお願いいたします。メールアドレスは下記のとおりです。

【法人指導課メールアドレス】 info-hjns@city.kashiwa.chiba.jp

認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象サービス 【全サービス】

■概要

令和3年度の介護保険制度改正により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。なお、当該基礎研修の受講の義務付けについては、令和6年3月31日までは経過措置期間として努力義務とされています。また、新たに採用された職員については1年間の猶予措置期間が設けられています。

■義務化の対象外となる職種

看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，実務者研修修了者，介護職員初任者研修修了者，生活援助従事者研修修了者，介護職員基礎研修課程修了者，訪問介護員養成研修1級課程・2級課程修了者，社会福祉士，医師，歯科医師，薬剤師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，精神保健福祉士，管理栄養士，栄養士，あん摩マッサージ師，はり師，きゅう師

■受講方法

千葉県内の事業所は、eラーニング（オンライン）による研修を受講することができます。詳細は、千葉県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/ninchi-jissenkenshu.html>

虐待の防止①

対象サービス 【全サービス】

■概要

令和3年度の介護保険制度改正により、高齢者虐待防止法が求める対策の実効性を高め、利用者（入所者）の尊厳の保持・人格の尊重を達成していくことを目的に、各施設・事業所における虐待防止の体制整備が義務化されました（経過措置により令和6年3月末までは努力義務）。事業所においては、次の4点の取り組みが求められています。

項番	虐待の発生又は再発防止のための取り組み
①	虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の設置・開催
②	虐待の防止のための指針の整備
③	虐待の防止のための従業者に対する研修（年1回以上＋採用時） ※施設系サービス（特養・老健・GH・特定施設等）は年2回以上
④	①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待の防止②

■運営規程

事業所の運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を追加する必要があります。以下は記載例です。

(虐待防止に関する事項)

第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

■虐待（疑い含む）発見後の対応について

(1) まず第一に利用者の安全の確保に努めてください。

(2) その後、**柏市に虐待の発生を速やかに報告**してください。

(3) **虐待が疑われる事案であっても、速やかに柏市に相談**してください。

(4) 事業所からの報告又は相談がない状態で、利用者家族等から虐待に係る通報があった場合、事業所に対して**通告なしで監査を実施**する場合があります。

**※隠蔽や虚偽報告は悪質な行為とみなし、行政処分の対象となります。
透明性を確保したうえで、速やかに初期対応（事実確認、市への報告、
原因分析・再発防止等）を行うことが重要です。**

虐待の防止③

虐待防止に向けた具体的な取り組み内容については、令和3年度老健事業により作成された以下の手引き等を参考にしてください。



令和3年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に関する体制整備の状況等に関する調査研究事業【報告書別冊】

施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備
—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例—
〔令和4年3月版〕

目次

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要	1
1. 高齢者虐待の防止	2
1) 高齢者虐待防止法が施設・事業所に求める責務	2
2) 基準省令等が求める体制整備（義務）	4
2. 身体拘束に対する取り組みの適正化	7
1) 身体拘束の禁止規定と高齢者虐待との関係	7
2) 身体的拘束等の適正化の推進（身体拘束未実施減算）	9
【注意】 高齢者虐待防止のための体制整備（義務）との関係	10
II 具体的な体制整備にむけて	12
1. 委員会組織の設置と運営	13
1) 委員会組織の設置・運営の基本	13
2) 具体的な取り組みにおける工夫の例	18
2. 指針の策定と活用	24
1) 指針の策定	24
2) 指針の参考例	27
3) 具体的な取り組みにおける工夫の例	31
3. 研修の企画と運営	35
1) 制度上求められている研修	35
2) 研修の企画	37
3) 研修の内容	39
4) 研修の方法	42
5) 具体的な取り組みにおける工夫の例	43
参考文献	47
委員名簿	48

『施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備－令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例－[令和4年3月版]』 認知症介護研究・研修仙台センター

※認知症介護情報ネットワークに掲載 <https://www.dcnnet.gr.jp/>

身体拘束廃止未実施減算①

対象サービス

【特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護，（地域密着型介護）介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院】

身体拘束廃止未実施減算については，施設において身体拘束等が行われていたかどうかにかかわらず，以下の①～④の措置を講じていない場合に，入所者全員について所定単位数の100分の10の減算となります。市内事業所においても，記録の不備や委員会の未開催等により，減算適用となる事例が見受けられますので，改めて適正な取り組みの徹底をお願いします。

項番	身体的拘束等の適正化のための措置
①	身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
②	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を <u>3月に1回以上</u> 開催するとともに，その結果について，介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
③	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
④	介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること（ <u>年2回以上＋新規採用時</u> ）

身体拘束廃止未実施減算②

「身体的拘束等の適正化のための指針」について、内容が不十分な例も見受けられますので、以下の内容が含まれているか改めて見直しをお願いします。

項番	指針に記載すべき項目
①	事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
②	身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
③	身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
④	事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
⑤	身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
⑥	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦	その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等に係る研修

対象サービス 【入所・入居系サービス】

柏市では、事業者支援の一環として、「身体的拘束等に係る研修」を開催しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、開催が困難となっております。

施設内で行う研修の参考として、千葉県で行っている取り組みについてURLを記載しておりますので、ご参考に取り組んでいただきますようお願いします。

- ・ 身体拘束廃止研修DVDの貸し出し

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shintaikousoku/haishi/kashidashi.html>

- ・ 「身体拘束ゼロへの手引き」の配布

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shintaikousoku/haishi/kounyuu.html>



介護現場におけるハラスメント対策

対象サービス 【全サービス】

令和3年度の介護保険制度改正により、全ての介護サービス事業者に、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、必要な措置を講ずることが義務付けられています。

法令上事業者求められる措置

講ずべき措置

【対象】

- ・ 職場におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメント
- ・ 利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメント

【内容】

- ・ 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

講じることが望ましい措置

【対象】

利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為（カスハラ）

【内容】

上記の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることを推奨

■ サービス提供困難事例への対応

利用者やその家族等から事業所の職員に対するハラスメントがあった場合の対応等については、以下の厚労省のホームページの内容を参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

業務継続計画の作成①

対象サービス 【全サービス】

介護施設・事業所においては、災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供を維持していくことが求められており、事業の継続には、業務継続計画（BCP）の策定が有効とされています。業務継続計画とは、「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成されるべき計画書です。柏市のホームページに、計画書のひな型や作成支援研修動画（厚労省作成）のリンクを掲載しておりますので、参考に作成をお願いします。 ※経過措置として令和6年3月31日までは努力義務

https://www.city.kashiwa.lg.jp/hojinshido/jigyosha/welfare_sr/saigai/6579.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



業務継続計画の作成②

■業務継続計画の記載項目

記載項目	
感染症にかかると業務継続計画	<ul style="list-style-type: none">・ 平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）・ 初動対応・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）
災害にかかると業務継続計画	<ul style="list-style-type: none">・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等）・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）・ 他施設及び地域との連携 <p>※感染症と災害の計画を一体的に作成することも可</p>

■研修及び訓練の実施

- ・ 研修および訓練（シミュレーション）は，定期的（年1回以上）に実施すること（実施内容を記録）
- ・ 訓練では，業務継続計画に基づき，事業所内の役割分担の確認や，感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習などを行うこと

レジオネラ症の防止対策

対象サービス 【入所・入居系，通所系サービス】

レジオネラ症は，レジオネラ菌が原因で起こる感染症です。レジオネラ菌は，入浴設備，空気調和設備の冷却塔，給湯設備，加湿器等の水を使用する設備及び機器に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し，これらの設備等から発生した目に見えないほど細かい水滴（エアロゾル）を吸入することで感染することが知られています。高齢者施設等においては，「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を参考に，設備等の衛生上の管理を徹底し，レジオネラ症の発生防止に万全を期すよう努めてください。

■循環式浴槽のレジオネラ症防止対策の留意点

- ・浴槽水は毎日完全に換水しているか。
- ・毎日換水できない場合でも，週1回以上は完全に換水しているか。
- ・気泡発生装置やジェット噴射装置等に，毎日換水していない浴槽水を使用していないか。
- ・浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っているか。
- ・毎日換水していない場合は，レジオネラ属菌検査を年2回以上行っているか。
- ・ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っているか。
- ・ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。
- ・集毛器は毎日清掃しているか。
- ・浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。
- ・遊離残留塩素濃度は，0.4 mg/L以上に保たれているか。

業務管理体制の届出

対象サービス 【全サービス】

介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

内容 \ 事業所数	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守規程の整備	—	○	○
法令遵守にかかる監査	—	—	○

■業務管理体制の届出先

法人の運営する**全ての介護保険事業所が柏市内に所在**する場合は、業務管理体制の届出先は柏市となります。届出を未提出の事業者については、早急にご提出ください。様式等は以下のホームページに掲載しています。

https://www.city.kashiwa.lg.jp/hojinshido/jigyosha/welfare_sr/kaigohokenho/shido/2671.html

事故報告書

対象サービス 【全サービス】

以下の報告基準に該当する事故等が発生した場合は、5日以内に柏市法人指導課に事故報告書を提出してください（※利用者が死亡又は重体に至った事故の場合は、一報を電話報告してください）。また、利用者又は家族から求めがあった際は、積極的に事故報告書を開示するなど、適切に情報提供を行ってください。

項番	事故を報告する基準
①	死亡に至った事故（死亡後に相当期間放置された場合を含む。）
②	医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
③	利用者に対する虐待
④	従業者の不祥事等により、利用者の処遇に影響があるもの（個人情報漏洩、職員による窃盗等）
⑤	火災、自然災害等により、サービスの提供に支障を生じる場合
⑥	利用者に対するサービス提供などの業務遂行により発生若しくは請求された損害賠償事故
⑦	市の社会福祉施設主管課及び保健所への報告が求められている食中毒及び感染症等が発生した場合
⑧	その他必要と認められるもの

安全管理体制未実施減算

対象サービス 【（地域密着型介護）介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院】

安全管理体制未実施減算については，施設において以下の①～⑤の措置を講じていない場合に，入所者全員について所定単位数から5単位/日の減算となります。安全対策担当者を中心に，事故の発生・再発防止のための適正な取り組みの徹底をお願いします。

項番	事故の発生・再発防止のための措置
①	事故発生防止のための指針を整備すること
②	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合における報告と，その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること
③	事故発生防止のための委員会を定期的に実施すること
④	事故発生防止のための従業者に対する研修を定期的に実施すること（ 年2回以上＋新規採用時 ）
⑤ 追加	<u>①～④の措置を適切に実施するための担当者を設置すること</u>

運営基準減算（居宅介護支援）①

対象サービス 【居宅介護支援】

令和3年度の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の運営基準減算に該当する要件が追加されました（以下の表の③・④）。

項番	居宅介護支援の提供開始時の説明項目
①	利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること
②	利用者はケアプランに位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
③ 追加	<u>前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の各サービスの利用割合</u>
④ 追加	<u>前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の各サービスごとの，同一事業者によって提供されたものの割合</u>

当該説明については、居宅介護支援の提供の開始に際し、**文書を交付したうえで口頭で説明**を行い、利用者等が理解したことについて利用者等から**署名を得る**必要があります。説明等の実施が確認できない場合は運営基準減算に該当となりますので、ご注意ください。

運営基準減算（居宅介護支援）②

対象サービス 【居宅介護支援】

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び同一事業者によって提供されたものの割合についての**重要事項説明書への記載例**。

〈例〉
第●条 当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである

別紙

①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
通所介護 ●%
地域密着型通所介護 ●%
福祉用具貸与 ●%

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

個別機能訓練加算の留意点

対象サービス

【通所介護，地域密着型通所介護，短期入所生活介護】

■居宅訪問

訓練開始後，**3ヶ月に1回以上**，機能訓練指導員等（機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者）が利用者の居宅を訪問し，利用者の居宅での生活状況（起居動作，ADL，IADL等の状況）の確認を行う必要があります。居宅訪問したことが分かるよう，訪問者，訪問日，生活状況の確認内容等について適切に記録してください。

■訓練の実施者

個別機能訓練加算に係る個別機能訓練は，類似の目標を持ち，同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して**機能訓練指導員が直接実施**してください（介護職員等が訓練の補助を行うことは可）。

■個別機能訓練計画やチェックシート等の様式

厚労省の通知「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式を参考に，記載内容に不足がないようにしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

加算等年間基本スケジュール①

対象サービス 【全サービス】

例年手続きの必要な加算等について、提出期限は概ね次のとおりです（提出期限が閉庁日にあたる場合は、直前の閉庁日が提出期限になります）。

提出期限までに届出がされない場合は、加算の算定は不可となりますので注意してください。※提出期限は例年のものを記載しており、変更となる場合があります。

提出期限	加算等の種類	対象サービス
令和5年2月28日（火）	令和5年度介護職員処遇改善加算，特定処遇改善加算，ベースアップ等支援加算（計画書）	次のサービスを除く（訪問看護・訪問リハ・福祉用具貸与販売・居宅療養管理指導・居宅介護支援）
令和5年3月15日（水）	事業所規模区分の変更	通所介護 通所リハビリテーション
	特定事業所集中減算（後期）	居宅介護支援
令和5年5月31日（水）	外部評価緩和の申請	認知症対応型共同生活介護
令和5年7月31日（月）	令和4年度介護職員処遇改善加算，特定処遇改善加算，ベースアップ等支援加算（実績報告書）	次のサービスを除く（訪問看護・訪問リハ・福祉用具貸与販売・居宅療養管理指導・居宅介護支援）
令和5年9月15日（金）	特定事業所集中減算（前期）	居宅介護支援
令和5年10月13日（金）	事業所評価加算（申出）	通所介護相当サービス 介護予防通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

加算等年間基本スケジュール②

■加算の届出にあたっての留意事項

- 届出は、提出期限までに必着としてください（発送日ではありません）。
- 届出資料から加算の要件を確認できない場合、加算の算定をすることはできません。届出の前に、加算の要件を満たしているか、よく御確認ください。
- 柏市では、届出のあった加算の算定を可とした場合でも、通知等は行っていません。算定が可であるか確認したい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせください。
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表は、該当サービス分のみ提出してください。また、変更（または新規取得）する加算等にのみ「○」（丸印）を付けてください。

柏市法人指導課へのメールアドレス登録

対象サービス 【全サービス】

法人指導課では、柏市内にあるメールアドレス登録をしている指定介護保険事業所に対し、随時情報提供のメールを送信していますので、必ず事業所メールアドレスの登録をお願いします。なお、既に登録されている事業所は、再登録は不要です。

■登録方法

柏市法人指導課（info-hjns@city.kashiwa.chiba.jp）に登録依頼のメールを送信してください。なお登録は1事業所1サービス種類ごとにつき、1アドレスのみとさせていただきます。

登録メールの「件名」は「介護保険事業所メールアドレス登録」とし、「メール本文」に①事業所番号、②事業者（法人）名、③事業所名、④サービスの種類、⑤登録アドレスを記載してください。

【登録メールの送信イメージ】

件名：介護保険事業所メールアドレス登録

本文：①事業所番号 12XXXXXXXX

②事業者名 株式会社〇〇

③事業所名 〇〇ケアステーション

④サービス種類 訪問介護、訪問介護相当サービス

⑤登録アドレス XXXX.XXXX@XXXX.co.jp

有料老人ホーム等併設の介護保険事業所の留意点①

対象サービス 【訪問介護，訪問看護，居宅介護支援，通所介護】

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設された介護保険事業所の運営に当たり，指導事例及び留意点を改めてお伝えします。

有料老人ホーム等と併設事業所で兼務する従業員について，勤務表で従事時間が明確に区分されておらず，人員基準を満たして配置されているか確認できない。



有料老人ホーム等と併設事業所で兼務する従業員について，有料老人ホーム等の業務に従事した勤務時間を，併設の通所介護や訪問介護等の人員に含めることはできません。各サービスにおける常勤換算数を正確に算出するため，事業所ごとに勤務表を区分し，必要な人員が配置されているか確認してください。

通所介護の生活相談員が，サービス提供時間中に有料老人ホーム等の入居に係る相談の受付業務に従事していた。



生活相談員の勤務時間数に算入できる「利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間」に，有料老人ホーム等に係る業務に従事した時間を含むことはできません。サービス提供時間中に介護保険外の業務に従事した場合，当該業務を行っている時間帯は生活相談員は不配置の取り扱いとなります。

有料老人ホーム等併設の介護保険事業所の留意点②

夜間に訪問介護員が居室に訪問し、入居者の安否確認を行ったただけであるにもかかわらず、訪問介護費を算定していた。



訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できません。

訪問介護や通所介護のサービス提供記録が、有料老人ホーム等に係る記録と混同され、区分が不明確になっていた。



介護保険のサービス提供内容が有料老人ホーム等の生活記録と混同されて作成される場合、介護保険サービスの提供日、提供した具体的な内容、利用者の心身の状況その他必要な事項の記録が不十分になる恐れがあります。また、介護保険のサービス提供記録は、利用者の申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に提供することが義務付けられています。提供に支障がないよう、記録の体制を整備してください。

柏市における過去の行政処分事例

事業所種別	処分内容 (処分月)	処分理由	不正 請求額
訪問介護	指定取消 令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求（サービス提供記録がないにもかかわらず不正に請求） ・不正請求（2時間未満の間隔のサービス提供で所要時間を合算せずに不正に請求） ・不正請求（勤務実態のない訪問介護員の氏名を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し不正に請求） ・人員基準違反（常勤専従の管理者を不配置） ・虚偽報告（虚偽の勤務表，タイムカード及びサービス提供記録を作成・報告） ・虚偽答弁（監査時に虚偽の答弁） 	1,200万円
訪問介護・居宅介護支援・居宅介護 (障害)	指定取消 令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求（虚偽のサービス提供記録に基づく架空請求） ・不正請求（無資格者によるサービス提供） ・不正不当（同一法人の訪問介護事業所の不正請求を認識しながら，サービス提供の実態と異なる給付管理を行い，不正請求をほう助） 	1,300万円